

秋田版「半農半X」支援補助金実施要領

(通則)

第1条 秋田版「半農半X」支援補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則4号）及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(目的及び趣旨)

第2条 県外から秋田県の農山漁村地域を訪れ、労働力や地域づくり活動等、多様な形で関わる人材（以下「地域外人材」という。）を受け入れる取組に対し、受け入れに要する経費を支援するため、秋田版「半農半X」支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、以下(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 地域外人材と受け入れ地域をつなぐ中間支援を行う団体（法人、任意組織等の形態を問わない）
- (2) 農林漁業者（法人又はこれらを構成員とする団体）

2 任意組織の場合は、規約・定款、代表者が定められており、経理処理が独立している組織とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象は以下の内容とするが、事業の目的に対して不適当な経費は除く。補助対象の詳細は秋田版「半農半X」支援補助金募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるとおりとする。

- (1) 地域外人材を呼び込むための広告宣伝費やマッチングサービス利用料等の経費
- (2) 地域外人材の受け入れにあたり生じる滞在費、交通費、作業指導料等の経費

(補助金の額)

第5条 補助対象経費の範囲内で、次に定める額を基準に補助金を交付する。

- 2 補助金の額は受け入れ一人あたり1日3,000円とする。
- 3 受入地域が棚田地域（農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域）に該当する場合は、更に受け入れ一人あたり1日2,000円を加算する。
- 4 国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象となった経費は、補助の対象外とする。

(補助金使用の要件)

第6条 補助金交付決定を受けた日以降に使用し、かつ交付決定を受けた年度の2月末日までに補助対象経費の支払い等を終わらせること。なお、実績報告書（様式第15号）は支払い終了後速やかに提出するものとする。

(補助対象者の決定)

第7条 補助対象者の決定は募集要項により定めるものとし、これにより決定した補助対象者は、次の第8条（補助金の交付申請）により、交付申請等を行うこととする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）

（補助金の交付決定等）

第9条 知事は、補助金等交付申請書（様式第1号）の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を決定後、補助金等交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付を決定する場合、補助金交付目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、交付決定の通知を受けた場合において、交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第11条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承諾を受けなければならない。

- （1） 補助対象となる活動日数の30%を超える増減。
 - （2） 事業に要する経費の30%を超える増減。
- 2 知事は、変更承認申請書（様式第9号）の提出があった場合は、内容を審査のうえ、補助金額を決定し、補助金等変更交付決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 3 知事は、変更承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更、又は条件を付すことができる。

（報告関係）

第12条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することが困難と見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に書面にて報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて、事業完了後、知事に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書【実績】（様式第2号）
- （2） 収支精算書（様式第17号）
- （3） 事業の実施状況が確認できる写真、活動日報

(4) 領収書の写し又は支払いを証明する書類

(検査)

第 14 条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、その日から速やかに報告内容について検査を行わなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 申請者は前条の規定による検査に合格したときは、知事に対して、請求書(様式第 14 号)にて支払いを請求するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、秋田県財務規則第 259 条第 1 項によるもののほか、次の場合には、補助金の返還を命じることができる。

- (1) この実施要領に違反した場合
- (2) 事業の実施について、不正行為が認められる場合

(協議)

第 17 条 補助対象者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し承認を受けなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則 本要領は令和 8 年 4 月 2 2 日から施行する。